

平成 26 年 11 月 26 日

【照会先】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 原 敏 郎

障害者雇用担当官 古 澤 直 文

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成 26 年 障害者雇用状況の集計結果

佐賀労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 26 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

< 民間企業 >（法定雇用率 2.0%）

**佐賀県内の民間企業における雇用障害者数は 2 年連続で過去最高、
障害者実雇用率は過去最高となり全国 3 位。**

法定雇用率達成企業割合は、4 年連続全国トップ。

- ・雇用障害者数は 2003.0 人、対前年 6.0%（113.0 人）増加
- ・実雇用率 2.27%、対前年比 0.10 ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は 66.4%（前年比 2.8 ポイント上昇）

< 地方公共団体 >（同 2.3%、県の教育委員会は 2.2%）（ ）は前年の値

県の機関（教育委員会含む）は、全機関で法定雇用率達成。

市町の機関は、30 機関中 24 機関で法定雇用率達成。

- ・ 県 の 機 関：雇用障害者数 90.5 人（90.5 人）、実雇用率 2.63%（2.63%）
- ・ 市 町 の 機 関：雇用障害者数 211.0 人（206.5 人）、実雇用率 2.32%（2.35%）
- ・ 県の教育委員会：雇用障害者数 145.0 人（134.5 人）、実雇用率 2.24%（2.07%）

< 地方独立行政法人等 >（同 2.3%）（ ）は前年の値

雇用障害者数 19.0 人（13.0 人）、実雇用率 2.65%（1.97%）で法定雇用率達成。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は2003.0人で、前年より6.0%（113.0人）増加し、2年連続して増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,276.0人（対前年比3.9%増）、知的障害者は614.5人（同3.8%増）、精神障害者は112.5人（同60.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.27%（前年は2.17%）で全国3位、法定雇用率達成企業の割合は66.4%（同63.6%）で4年連続全国トップであった。

〔総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)〕

企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で430.0人（前年は413.5人）、100～300人未満で700.5人（同717.5人）、300～500人未満で318.5人（同284.0人）、500～1,000人未満で299.0人（同257.0人）、1,000人以上で255.0人（同218.0人）と、100～300人未満規模企業を除いて前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、50～100人未満規模企業で2.62%（前年は2.63%）、100～300人未満で2.09%（同2.11%）、300～500人未満で2.37%（同2.12%）、500～1,000人未満で2.44%（同2.25%）、1,000人以上で2.00%（同1.72%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.27%（同2.17%）と比較すると、500人～1,000人未満規模企業、300～500人未満規模企業及び50～100人未満規模企業が上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が67.5%（前年は66.4%）、100～300人未満が63.6%（同63.6%）、300～500人未満が71.8%（同50.0%）、500～1,000人未満が75.0%（同66.7%）、1,000人以上が66.7%（33.3%）となり、100～300人未満規模企業を除き前年より上昇した。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)〕

法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成26年の法定雇用率未達成企業は180社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、77.8%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、50.0%となっている。

〔詳細表1(3)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

県の機関に在職している障害者の数は90.5人で、前年と同水準（90.5人）となっており、実雇用率も2.63%と、前年と同水準であった。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

市町の機関に在職している障害者の数は211.0人で、前年より2.2%（4.5人）増加しているものの、実雇用率は2.32%と、前年に比べ0.03ポイント下回った。

30機関中24機関が達成。

【未達成機関】

神崎市、上峰町、みやき町、玄海町、白石町、有田町教育委員会

玄海町、白石町、有田町教育委員会は、公表日時点で達成済み。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)〕

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は145.0人で、前年より8.2%（11.0人）増加しており、実雇用率は2.24%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、4(3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は19.0人で、前年より46.2%（6.0人）増加しており、実雇用率は2.65%と、前年に比べ0.68ポイント上昇した。

〔総括表3、詳細表3、4(4)〕

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数 / 企業数	達成割合
民間企業	88,293.0 人	2,003.0 人	2.27 %	355 / 535	66.4 %
	(87,229.0 人)	(1,890.0 人)	(2.17 %)	(335 / 527)	(63.6 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
県の機関	3,439.5 人	90.5 人	2.63 %	2 / 2	100.0 %
	(3,446.0 人)	(90.5 人)	(2.63 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
市町の機関	9,099.0 人	211.0 人	2.32 %	24 / 30	80.0 %
	(8,797.0 人)	(206.5 人)	(2.35 %)	(25 / 29)	(86.2 %)

市町の機関で未達成であった機関のうちの3機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
県の教育委員会	6,471.5 人	145.0 人	2.24 %	1 / 1	100.0 %
	(6,478.0 人)	(134.0 人)	(2.07 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

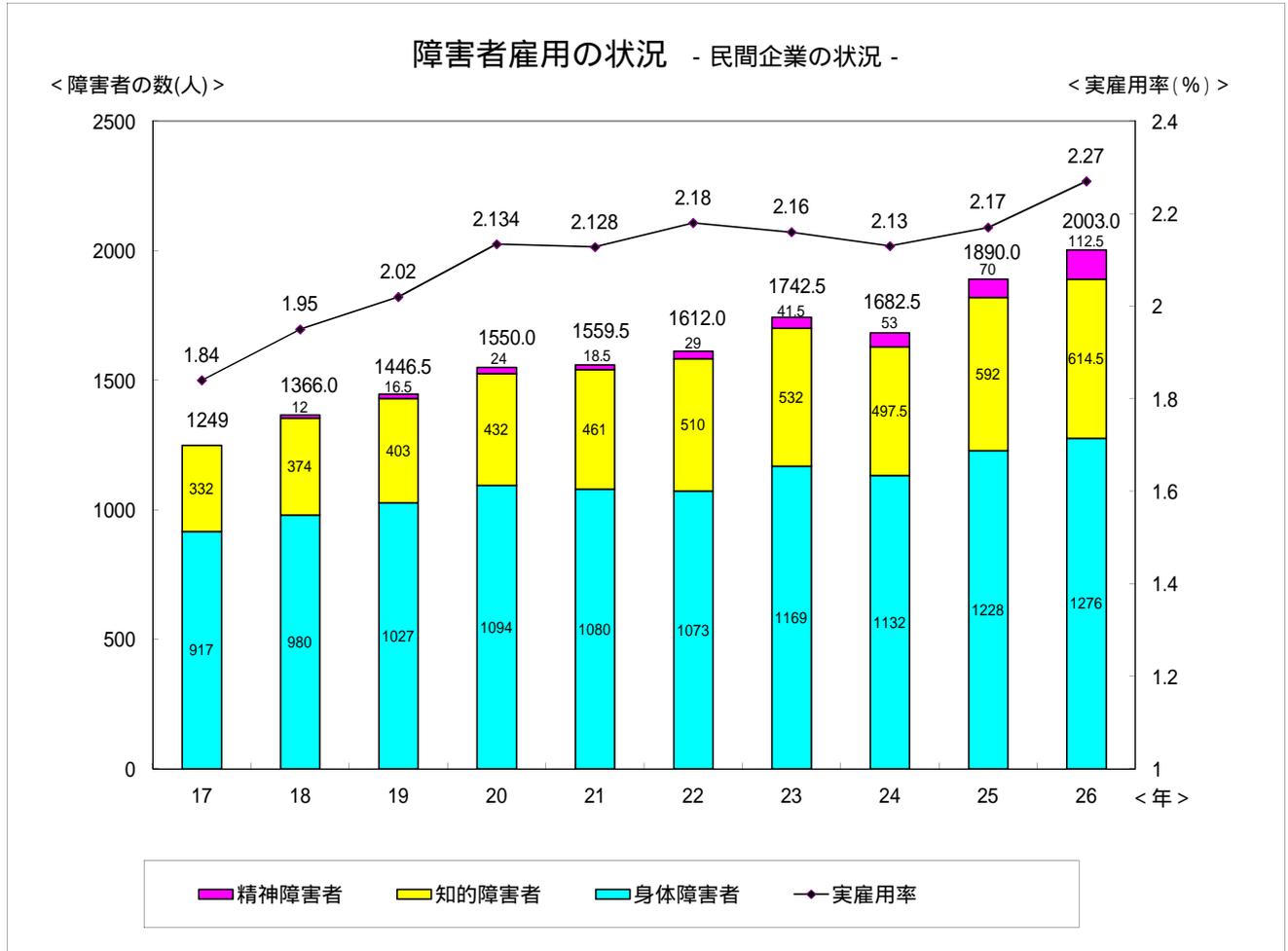
3 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
地方独立行政 法人	716.5 人	19.0 人	2.65 %	1 / 1	100.0 %
(658.5 人	13.0 人)	(1.97 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

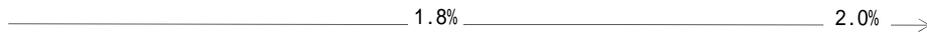
- 注 1 1及び3の各表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



< 法定雇用率 >



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

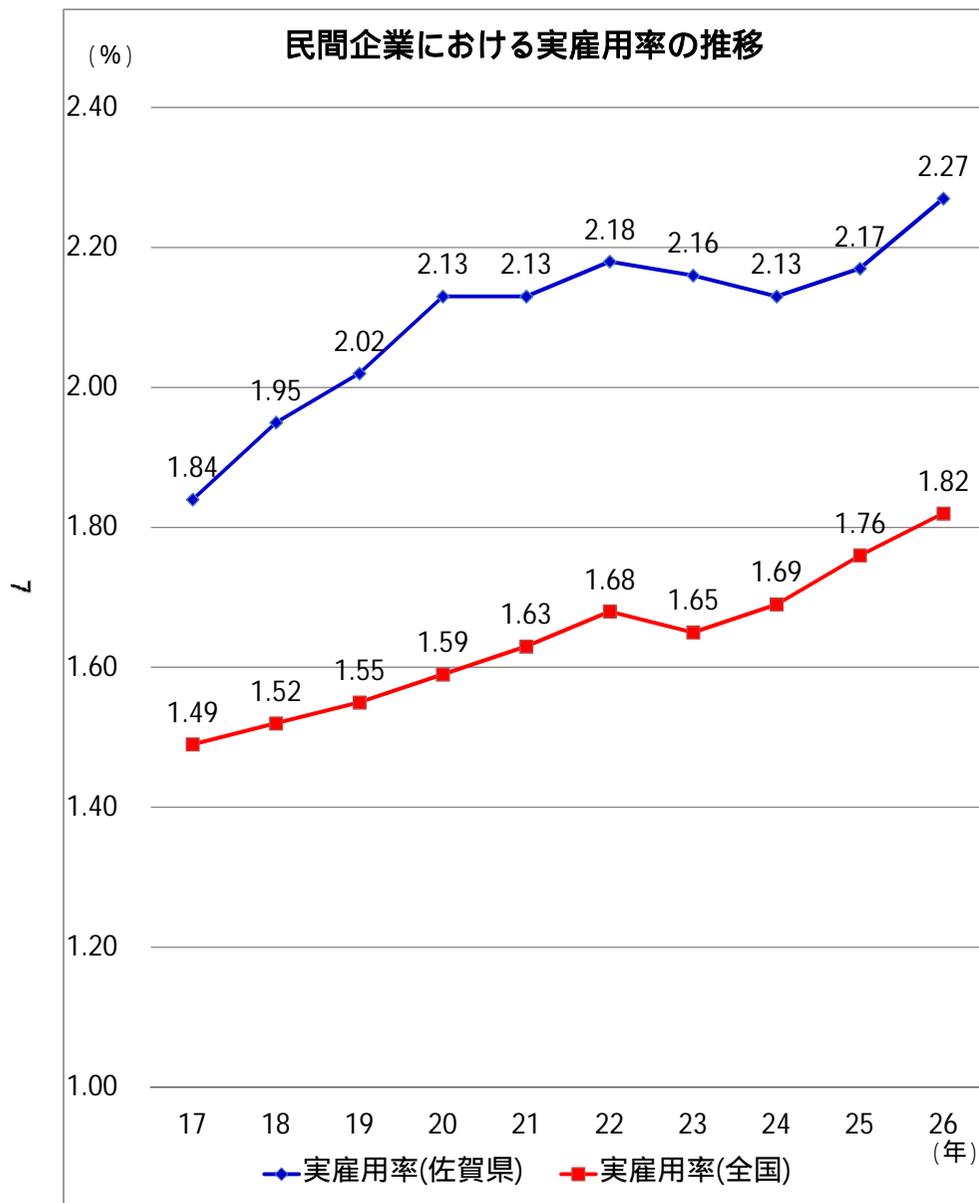
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

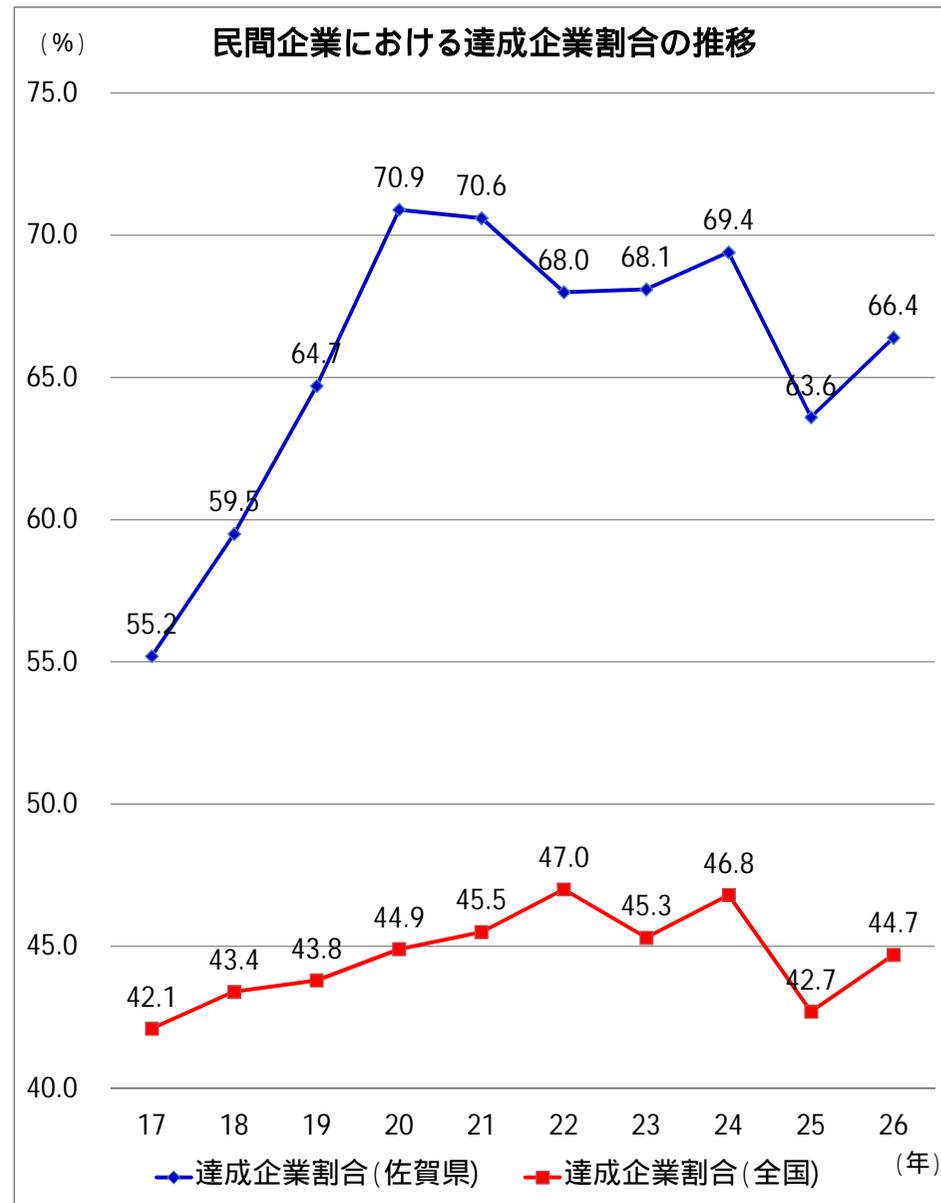
平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

(2) 民間企業における実雇用率の推移

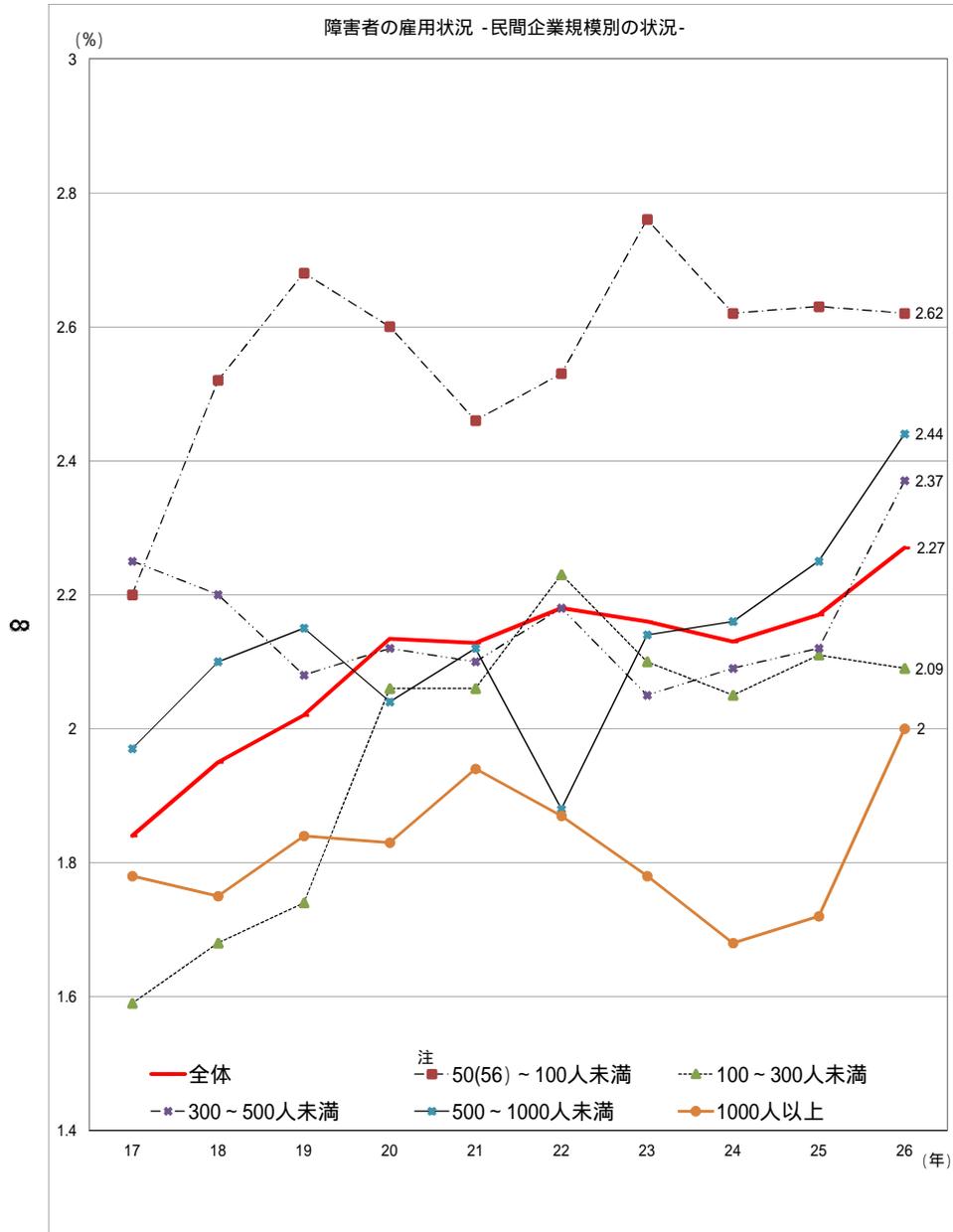


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4) 企業規模別実雇用率

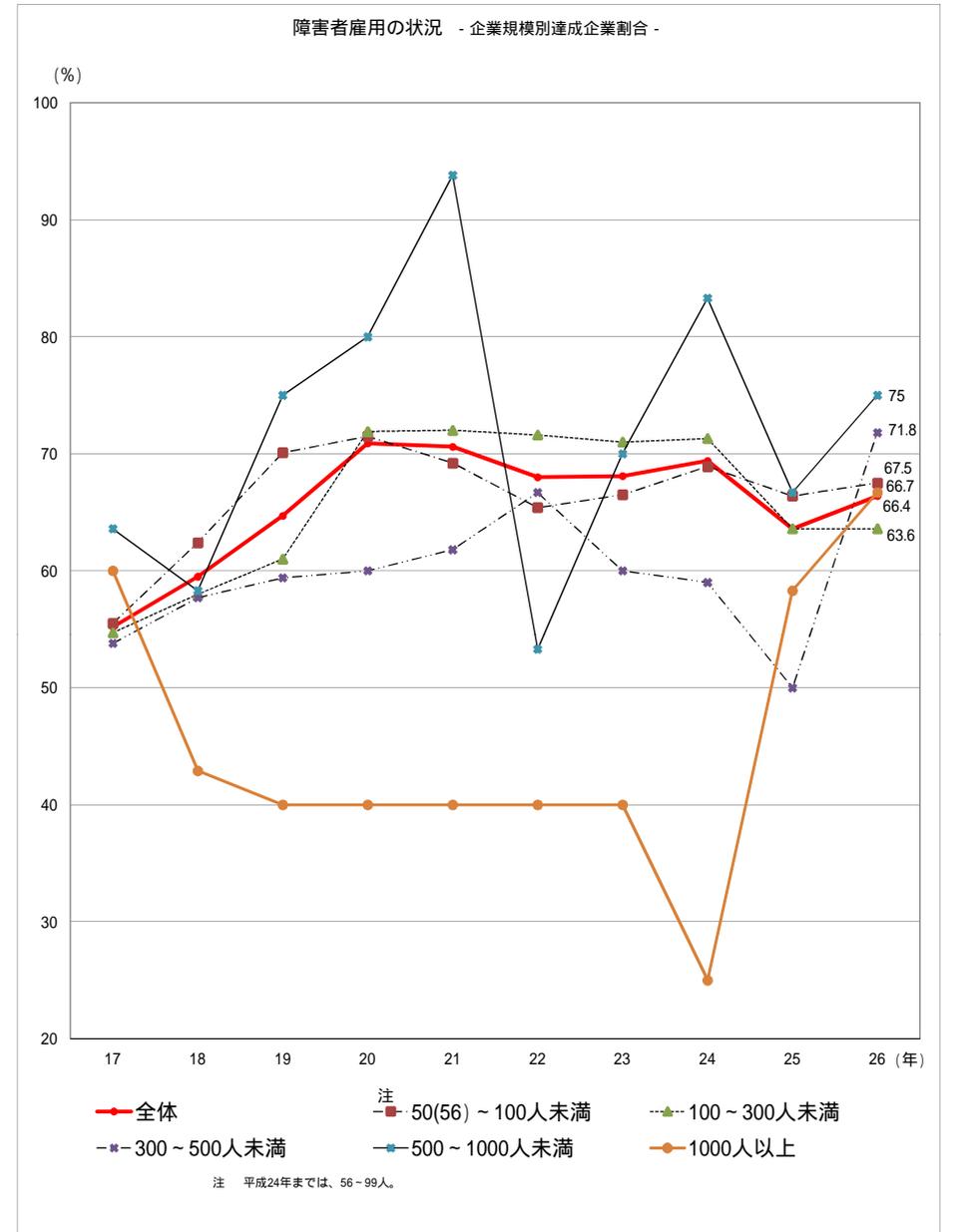
各年6月1日現在



注 平成24年までは、56 ~ 100人未満

(5) 企業規模別実達成企業割合

各年6月1日現在



注 平成24年までは、56 ~ 100人未満

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 一般の民間企業 2.0% （50人以上規模の企業） 特殊法人等 2.3% 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕
○ 国、地方公共団体	2.3%
	（43.5人以上規模の機関）
都道府県等の教育委員会	2.2%
	（45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E ÷ D × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5			
民間企業	企業 535 (527)	人 88,293.0 (87,229.0)	人 403 (391)	人 51 (48)	人 1,051 (981)	人 190 (158)	人 2,003.0 (1,890.0)	% 2.27 (2.17)	企業 355 (335)	% 66.4 (63.6)

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 2,003.0 (1,890.0)	人 283 (271)	人 30 (29)	人 637 (614)	人 86 (86)	人 1,276.0 (1,228.0)	人 122.0 (114.0)	人 120 (120)	人 21 (19)	人 328 (312)	人 51 (42)	人 614.5 (592.0)	人 82.0 (74.5)	人 86 (55)	人 53 (30)	人 112.5 (70.0)	人 53.5 (18.5)

{1(1) 表の注}

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

{1(1) 表の注}

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
- a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- a欄及び c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、b欄及び d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- f欄の「うち新規雇用分」は、平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ ×100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 535	88,293.0	403	51	1,051	190	2,003.0	257.5	2.27	企業 355	66.4
	(527)	(87,229.0)	(391)	(48)	(981)	(158)	(1,890.0)	(207.0)	(2.17)	(335)	(63.6)
50～100人未満	企業 234	16,390.5	82	16	215	70	430.0	51.0	2.62	企業 158	67.5
	(226)	(15,737.0)	(79)	(14)	(213)	(57)	(413.5)	(66.0)	(2.63)	(150)	(66.4)
100～300人未満	236	33,442.5	136	15	383	61	700.5	69.5	2.09	150	63.6
	(239)	(33,960.0)	(145)	(13)	(380)	(69)	(717.5)	(60.0)	(2.11)	(152)	(63.6)
300～500人未満	39	13,448.5	69	8	163	19	318.5	29.0	2.37	28	71.8
	(38)	(13,391.0)	(65)	(8)	(137)	(18)	(284.0)	(31.0)	(2.12)	(19)	(50.0)
500～1000人未満	20	12,270.5	73	5	133	30	299.0	58.0	2.44	15	75.0
	(18)	(11,433.0)	(65)	(5)	(117)	(10)	(257.0)	(20.0)	(2.25)	(12)	(66.7)
1,000人以上	6	12,741.0	43	7	157	10	255.0	50.0	2.00	4	66.7
	(6)	(12,708.0)	(37)	(8)	(134)	(4)	(218.0)	(30.0)	(1.72)	(2)	(33.3)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,003.0 (1,890.0)	283 (271)	30 (29)	637 (614)	86 (86)	1,276.0 (1,228.0)	122.0 (114.0)	120 (120)	21 (19)	328 (312)	51 (42)	614.5 (592.0)	82.0 (74.5)	86 (55)	53 (30)	112.5 (70.0)	53.5 (18.5)
50～100人未満	430.0 (413.5)	47 (42)	8 (8)	103 (112)	28 (27)	219.0 (217.5)	/	35 (37)	8 (6)	96 (85)	20 (17)	184.0 (173.5)	/	16 (16)	22 (13)	27.0 (22.5)	/
100～300人未満	700.5 (717.5)	95 (102)	9 (6)	241 (244)	30 (37)	455.0 (472.5)	/	41 (43)	6 (7)	119 (118)	21 (20)	217.5 (221.0)	/	23 (18)	10 (12)	28.0 (24.0)	/
300～500人未満	318.5 (284.0)	51 (49)	4 (4)	102 (90)	10 (10)	213.0 (197.0)	/	18 (16)	4 (4)	52 (39)	6 (4)	95.0 (77.0)	/	9 (8)	3 (4)	10.5 (10.0)	/
500～1000人未満	299.0 (257.0)	56 (48)	3 (4)	83 (81)	12 (10)	204.0 (186.0)	/	17 (17)	2 (1)	23 (30)	3 (0)	60.5 (65.0)	/	27 (6)	15 (0)	34.5 (6.0)	/
1,000人以上	255.0 (218.0)	34 (30)	6 (7)	108 (87)	6 (2)	185.0 (155.0)	/	9 (7)	1 (1)	38 (40)	1 (1)	57.5 (55.5)	/	11 (7)	3 (1)	12.5 (7.5)	/

注 1(1) 表と同じ

(3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	180 (100.0%)	140 (77.8%)	29 (16.1%)	9 (5.0%)	- -	2 (1.1%)	- -	- -	- -	90 (50.0%)
50-100人未満	76 (100.0%)	76 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	69 (90.8%)
100-300人未満	86 (100.0%)	56 (65.1%)	26 (30.2%)	4 (4.7%)	- -	- -	- -	- -	- -	21 (24.4%)
300-500人未満	11 (100.0%)	4 (36.4%)	3 (27.3%)	4 (36.4%)	- -	- -	- -	- -	- -	0 (0.0%)
500-1000人未満	5 (100.0%)	3 (60.0%)	- -	1 (20.0%)	- -	1 (20.0%)	- -	- -	- -	0 (0.0%)
1,000人以上	2 (100.0%)	1 (50.0%)	- -	- -	- -	1 (50.0%)	- -	- -	- -	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
県の機関	機関 2 (2)	3,439.5 (3,446.0)	26 (24)	0 (38)	37 (3)	3 (3)	90.5 (90.5)	2.0 (6.5)	2.63 (2.63)	機関 2 (2)	100.0 (100.0)

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	90.5 (90.5)	26 (24)	0 (38)	37 (3)	3 (3)	90.5 (90.5)	2.0 (6.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

[2(1) 表の注]

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1) 表の注]

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 a欄及び d欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、b欄及び c欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 f欄の「うち新規雇用分」は平成25年6月2日から平成26年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	障害者の数					E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分	実雇用率 $E \div \times 100$	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員						
市町の機関	30	9,099.0	56	5	92	4	211.0	19.5	2.32	24	80.0	
	(29)	(8,797.0)	(55)	(4)	(90)	(5)	(206.5)	(27.5)	(2.35)	(25)	(86.2)	

注 2(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分
市町の機関	211.0	55	5	83	3	199.5	18.0	1	0	3	1	5.5	0.5	6	0	6.0	1.0
	(206.5)	(54)	(4)	(79)	(5)	(193.5)	(22.5)	(1)	(0)	(4)	(0)	(6.0)	(3.0)	(7)	(0)	(7.0)	(2.0)

注 2(1) の表と同じ

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
県の教育委員会	機関 1	人 6,471.5	人 41	人 0	人 63	人 0	人 145.0	人 12.0	% 2.24	機関 1	% 100.0
	(1)	(6,487.0)	(35)	(0)	(64)	(0)	(134.0)	(15.0)	(2.07)	(0)	(0.0)

注 2(1) の表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
県の教育委員会	人 145.0	人 41	人 0	人 54	人 0	人 136.0	人 8.0	人 0	人 0	人 4	人 0	人 4.0	人 3.0	人 5	人 0	人 5.0	人 1.0
	(134.0)	(35)	(0)	(57)	(0)	(127.0)	(11.0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3.0)	(3.0)	(4)	(0)	(4.0)	(1.0)

注 2(1) の表と同じ

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2)

概況

区分	法人数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成法人の数	法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
地方独立行政法人等	1 (1)	716.5 (658.5)	4 (2)	1 (1)	10 (8)	0 (0)	19.0 (13.0)	6.0 (3.0)	2.65 (1.97)	1 (0)	100.0 (0.0)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数						知的障害者の数						精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	
地方独立行政法人等	19.0 (13.0)	4 (2)	1 (1)	8 (7)	0 (0)	17.0 (12.0)	5.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	1.0 (1.0)

注 1(1) の表と同じ

「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況(法定雇用率2.3%)

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計		3,439.5	90.5	2.63	0	
佐賀県知事部局		3,115.5	82.5	2.65	0	
佐賀県警察本部		324.0	8.0	2.47	0	

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況(法定雇用率2.3%)

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計		9,099.0	211.0	2.32	10	
佐賀市		1,556.5	42.0	2.70	0	
唐津市		1,439.5	34.0	2.36	0	
鳥栖市		426.0	9.0	2.11	0	
多久市(特例認定)		287.0	6.5	2.26	0	注4
伊万里市		481.5	13.0	2.70	0	
武雄市		320.0	7.0	2.19	0	
鹿島市(特例認定)		284.5	8.5	2.99	0	注4
小城市		257.0	6.0	2.33	0	
嬉野市		201.0	5.0	2.49	0	
神埼市		263.0	2.0	0.76	4	
吉野ヶ里町		142.5	4.0	2.81	0	
基山町		129.0	3.0	2.33	0	
上峰町		52.0	0.0	0.00	1	
みやき町		173.0	1.0	0.58	2	
玄海町		145.0	2.0	1.38	1	
有田町		156.0	3.0	1.92	0	
大町町		100.0	3.0	3.00	0	
江北町		84.0	1.0	1.19	0	
白石町(特例認定)		266.0	5.0	1.88	1	注4
太良町		140.0	4.0	2.86	0	
佐賀市上下水道局		155.5	4.0	2.57	0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		135.0	3.0	2.22	0	
佐賀市教育委員会		684.0	17.0	2.49	0	
小城市教育委員会		284.0	6.0	2.11	0	
唐津市教育委員会		383.0	8.0	2.09	0	
鳥栖市教育委員会		147.0	4.0	2.72	0	
伊万里市教育委員会		137.0	4.0	2.92	0	
武雄市教育委員会		114.5	2.0	1.75	0	
神埼市教育委員会		58.0	3.0	5.17	0	
有田町教育委員会		97.5	1.0	1.03	1	

玄海町においては、8月21日時点において、算定基礎職員数266.0人、障害者の数6.0人、実雇用率2.26%、不足数0.0人となっている。
白石町においては、8月1日時点において、算定基礎職員数145.0人、障害者の数3.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。
有田町教育委員会においては、9月1日時点において、算定基礎職員数70.5人、障害者の数1.0人、実雇用率1.42%、不足数0.0人となっている。

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
多久市	多久市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
佐賀県教育委員会		6,471.5	145.0	2.24	0	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		716.5	19.0	2.65	0	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.82	0.06	44.7	2.0	38,760	/ 86,648
北海道	1.90	0.05	47.6	2.0	1,512	/ 3,179
青森	1.83	0.05	47.2	0.9	405	/ 858
岩手	1.93	0.06	52.9	3.3	478	/ 904
宮城	1.74	0.03	45.7	2.7	623	/ 1,364
秋田	1.77	0.10	55.1	4.0	375	/ 680
山形	1.88	0.09	51.6	1.3	446	/ 864
福島	1.76	0.07	47.9	1.3	604	/ 1,260
茨城	1.75	0.09	50.2	2.8	696	/ 1,387
栃木	1.76	0.08	51.1	4.9	534	/ 1,046
群馬	1.79	0.06	51.6	3.5	668	/ 1,295
埼玉	1.80	0.09	43.7	3.8	1,195	/ 2,737
千葉	1.77	0.06	47.5	3.2	989	/ 2,082
東京	1.77	0.05	30.3	1.9	5,393	/ 17,827
神奈川	1.75	0.07	41.6	1.6	1,741	/ 4,184
新潟	1.75	0.10	49.8	5.1	840	/ 1,688
富山	1.85	0.05	54.7	0.4	521	/ 952
石川	1.82	0.13	51.8	3.4	480	/ 927
福井	2.26	0.01	53.5	2.2	345	/ 645
山梨	1.79	0.09	51.5	5.2	274	/ 532
長野	1.96	0.08	57.2	3.7	840	/ 1,468
岐阜	1.79	0.05	51.0	2.0	688	/ 1,350
静岡	1.80	0.08	47.6	1.6	1,235	/ 2,597
愛知	1.74	0.06	41.9	1.3	2,279	/ 5,444
三重	1.79	0.19	52.2	5.8	521	/ 999
滋賀	1.87	0.06	54.9	3.1	413	/ 752
京都	1.95	0.02	47.4	0.5	773	/ 1,630
大阪	1.81	0.05	42.6	1.9	3,008	/ 7,060
兵庫	1.90	0.06	49.1	1.7	1,479	/ 3,010
奈良	2.22	0.00	56.2	0.4	295	/ 525
和歌山	2.06	0.03	57.0	0.2	302	/ 530
鳥取	1.88	0.11	50.6	3.0	209	/ 413
島根	2.02	0.13	61.6	4.4	322	/ 523
岡山	2.16	0.23	50.0	2.1	654	/ 1,307
広島	1.90	0.06	45.1	0.9	921	/ 2,044
山口	2.46	0.13	52.5	2.9	443	/ 844
徳島	1.90	0.12	57.5	4.2	233	/ 405
香川	1.88	0.02	56.5	2.7	434	/ 768
愛媛	1.74	0.01	47.0	3.1	424	/ 902
高知	2.04	0.10	54.5	0.1	268	/ 492
福岡	1.80	0.04	46.2	0.6	1,495	/ 3,239
佐賀	2.27	0.10	66.4	2.8	355	/ 535
長崎	2.15	0.05	55.7	1.8	517	/ 928
熊本	2.14	0.06	52.7	1.2	593	/ 1,125
大分	2.28	0.13	55.4	0.4	403	/ 727
宮崎	2.15	0.11	63.4	4.1	455	/ 718
鹿児島	2.02	0.00	57.8	1.6	617	/ 1,068
沖縄	2.15	0.03	55.8	2.8	465	/ 834